



食安発第0623001号  
平成21年6月23日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（タウリンの指定）について

食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第334号）が本日公布され、これにより食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号）の一部が下記のとおり改正されたので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

## 記

### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に、タウリンを追加したこと。

### 第2 施行・適用期日

公布日から適用されるものであること。

### 第3 その他

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づくタウリンの指定並びに基準及び規格の設定が農林水産省において行われること。